

科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」

[具体的な受験勉強の進め方]

・ 図表：出題基準等一覧表

コメントの追加 [機原1]: ・ 出題基準に示されている出題範囲から、過去の実績を踏まえ、まずは5割得点(3~4/7点)に向けて、過去問を使用しながら最も出題されている出題基準中項目から順に解説を行います。
・ その後、6割、7割獲得を目指す方は、他の出題基準中項目の内容についても自習を深めていきましょう。

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度			
大項目	中項目	例示	出題実績
1 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	1 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢	少子化の進行/少年犯罪/家庭の育児機能の低下/子どもの貧困対策・いじめ防止対策の推進/他	
	2 児童・家庭の福祉需要	児童・家庭の福祉需要・一人親家庭・児童虐待・DV・地域における子育て支援及び青少年育成の実態/子ども・子育て支援/就学前児童に関する教育・保育等の総合的な提供の推進/母子(父子)家庭の母(父)の就業の支援/他	★★★★★
2 児童・家庭福祉制度の発展過程	1 児童・家庭福祉制度の発展過程	-	★★
3 児童の定義と権利	1 児童の定義	-	
	2 児童の権利	-	
4 児童福祉法	1 児童福祉法の概要	法の目的、児童福祉施設の種類、里親制度、障害児支援、児童福祉制度に係る財源、児童福祉サービスの最近の動向/他	★★★★★
5 児童虐待防止法	1 児童虐待防止法の概要	法の目的、児童虐待の定義、虐待予防の取組み、虐待発見時の対応/他	★★★
6 DV防止法	1 DV防止法の概要	法の目的、DVの定義、家庭内暴力発見時の対応/他	
7 母子及び父子並びに寡婦福祉法	1 母子及び父子並びに寡婦福祉法の概要	法の目的、母子寡婦福祉資金、母子福祉施設、母子及び父子並びに寡婦福祉制度に係る財源・サービスの最近の動向/他	
8 母子保健法	1 母子保健法の概要	法の目的、母子健康手帳、養育医療の種類、母子保健制度に係る財源・サービスの最近の動向/他	
9 児童手当法	1 児童手当法の概要	児童手当の種類、児童手当に係る財源・制度の最近の動向/他	
10 児童扶養手当法	1 児童扶養手当法の概要	児童扶養手当の種類、児童扶養手当に係る財源・制度の最近の動向/他	
11 特別児童扶養手当法	1 特別児童扶養手当法の概要	特別児童扶養手当の種類、特別児童扶養手当に係る財源・制度の最近の動向/その他	
12 次世代育成支援対策推進法	1 次世代育成支援対策推進法の概要	-	
13 少子化社会対策基本法	1 少子化社会対策基本法の概要	-	
14 売春防止法	1 売春防止法の概要	婦人相談所、婦人保健施設、婦人相談員/その他	
15 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際	1 国の役割	-	
	2 市町村の役割	-	★★
	3 都道府県の役割	-	
	4 家庭裁判所の役割	-	
	5 民生委員(児童委員)の役割	-	
	6 公私の役割関係	-	
16 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際	1 保育士の役割	-	
	2 家庭支援専門相談員の役割	-	
17 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	1 医療関係者との連携	連携の方法・実際/その他	
	2 教育関係者との連携	連携の方法・実際/その他	
	3 労働施策関係者との連携	連携の方法・実際/その他	
18 児童相談所の役割と実際	1 児童相談所の組織体系	-	
	2 児童相談所と市町村の連携	-	
	3 児童相談所の活動の実際	-	

[過去問選択肢から見た頻出出題項目の検討]

I. 出題実績第1位（「児童福祉法の概要（法の目的、児童福祉施設の種類、里親制度、障害児支援、児童福祉制度に係る財源、児童福祉サービスの最近の動向／他）」の検討

（*この項目範囲が圧倒的に出題されています（出題実績第2位と比較しても2倍以上となっていますので、この項目及びその射程範囲の内容を理解することが何よりも求められるでしょう。）

[解説]

〈1. 導入〉

01. 児童福祉六法… i) 児童福祉法、ii) 児童扶養手当法、iii) 特別児童扶養手当等支給関係法、iv) 母子及び父子並びに寡婦福祉法、v) 母子保健法、vi) 児童手当法
02. 児童福祉法…1947（S22）年制定
03. 「児童憲章」…1951（S26）年宣言
- ・児童福祉法の基本理念を具体化するための国民の協約。
 - ・前文では、i) 児童は、人として尊ばれる、
ii) 児童は、社会の一員として重んぜられる、
iii) 児童は、よい環境の中で育てられる、の3つの基本理念が掲げられている。
04. 「児童の権利に関する条約」…国連総会採択（1989年）／日本批准（1994年）
- ・条約では、児童の能力、年齢、成熟度等を考慮しつつ（一定の制限下ではあるものの）、**Q01**が権利の実践主体として参加していくべきである、との考え方を掲げている。

コメントの追加 [機原2]: Q01 : 児童自身

〈2. 総則〉

05. 全て児童は、**Q02**の精神にのっとり、i) 適切に養育されること、ii) その生活が保障されること、
iii) その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される **Q03**を有する（法1条）。
06. **Q04**は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年令及び発達の程度に応じて、その**Q05**が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない（法2条①）。
07. 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて **Q06**を負う（法2条②）。
08. 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（法2条③）。
09. 法1条・2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない（法3条）。
10. この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童は以下のように分ける（法4条①）。
- i) 乳児…満1歳に満たない者
 - ii) 幼児…満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
 - iii) **Q07**…小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

コメントの追加 [機原3]: Q02 : 児童の権利に関する条約

コメントの追加 [機原4]: Q03 : 権利

コメントの追加 [機原5]: Q04 : 全て国民

コメントの追加 [機原6]: Q05 : 意見

コメントの追加 [機原7]: Q06 : 第一義的責任

コメントの追加 [機原8]: Q07 : 少年

11. 妊産婦とは、妊娠中または出産後 **Q08** の女子をいう（保健指導では妊産婦の配偶者も対象）（法 5 条）。
12. 保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に児童を監護する者をいう（法 6 条）。

コメントの追加 [機原9]: Q08 : 1年以内

〈3. 児童福祉施設等〉

13. 児童福祉施設とは、i) 助産施設、ii) 乳児院、iii) 母子生活支援施設、iv) 保育所、v) 幼保連携型認定こども園、vi) 児童厚生施設、vii) 児童養護施設、viii) 障害児入所施設、ix) 児童発達支援センター、x) 児童心理治療施設、xi) 児童自立支援施設、xii) 児童家庭支援センターである（法 7 条）。
14. 児童福祉施設の長は、正当な理由がない限り、措置または助産の実施、母子の保護の実施の委託を拒むことはできない（法 46 条の 2①）。
15. 児童福祉施設の長は、入所児童（20 歳に満たない者を含む）で親権を行う者又は未成年後見人のいない者に対して、親権を行う者又は未成年後見人ができるまでの間、親権を行う（法 47 条①）。
- ・但し、**Q09** の承諾については、都道府県知事の許可を要する。
16. 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の各施設長は、入所に対する計画的な自立支援を行うため自立支援計画を策定しなければならない。
17. 児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の各施設長は、保護者に準じて、施設入所中の児童を **Q10** させなければならない（法 48 条）。
- ・児童福祉施設の長は（里親等も含む）、児童に対して体罰を加えることはできない。
18. 都道府県は、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所した児童については **満 20 歳に達するまで在所させることができる**（法 31 条）。
19. 乳児院とは、乳児（特に必要ある場合（安定した生活環境の確保等）は幼児も含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である（法 37 条）。
- ・配置職員のうち、直接子どもに関わる看護師配置基準は、乳児・2 歳未満の幼児概ね **1.6 人につき 1 人**とされる（保育士、児童指導員でも可）。
20. 母子生活支援施設とは、**Q11** 単位で母子が入所する児童福祉施設であり、配偶者のない女子又はこれに準ずる女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、その自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である（法 38 条）。
- ・**Q12** 方式が採用されている（希望者が希望施設を都道府県等に申込む方式）。
 - ・父子家庭の利用はできない。
 - ・入所する児童は 18 歳に満たない者（必要があると認められる場合は 20 歳に達するまで利用延長可）。
 - ・母子室は、1 世帯に 1 室が基準とされている。
 - ・入所する少年を指導する職員も配置されている。
21. 児童厚生施設（児童館及び児童遊園）には、2 種類がある（法 40 条）。
- ・児童館—児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進しまたは情操を豊かにすることを目的とする。
 - ・児童遊園—児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにするとともに、事故による傷害の防止を図ることを目的とする。
 - ・児童厚生施設は、第 **Q13** 種社会福祉事業である。

コメントの追加 [機原10]: Q09 : 養子縁組

コメントの追加 [機原11]: Q10 : 就学

コメントの追加 [機原12]: Q11 : 世帯

コメントの追加 [機原13]: Q12 : 利用

コメントの追加 [機原14]: Q13 : 2 (種)

- ・児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を配置しなければならない。
22. 児童養護施設とは、保護者のいない児童（特に必要ある場合（安定した生活環境の確保等）は乳児も含む）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である（法 41 条）。
- ・児童の居室は定員 4 人以下とされている。
 - ・配置職員のうち、直接子どもに関わる児童指導員及び保育士の配置基準は、2 歳未満児 1.6 人につき 1 人、3 歳未満児 2 人につき 1 人、3 歳以上幼児 4 人につき 1 人、児童以上 5.5 人につき 1 人以上とされている。
 - ・必要に応じて、心理療法担当職員の配置も行われる。
 - ・児童養護施設等では、Q14 が実施されている。
 - ・Q14 とは、児童養護施設等のケア形態を小規模化し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的关系を重視した体制下で行われるケアである。
 - ・ケアの単位は、児童養護施設では原則 6 人、乳児院では 4~6 人、児童心理治療施設及び児童自立支援施設では 5~6 人である。
 - ・地域小規模児童養護施設（本体施設から離れた地域の一般住宅で、Q15 人の子ども（家庭的な環境の下で養育することが適切とされる子ども）が Q16 人以上の職員の援助を受けて生活する施設）も認められている。
 - ・身元保証人確保対策事業とは、児童養護施設等の施設長等が、退所等の子ども等の就職やアパート等を賃借する際の Q17 となった場合、万一、保証を要することとなった場合に備える（損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として事前に締結しておく）ことで、身元保証人を確保する事業である。
23. 障害児入所施設は 2 種類である（法 42 条）。
- ・福祉型—障害児を入所させて、保護、日常生活指導、自立自活に必要な知識技能の付与を目的とする。
 - ・医療型—福祉型の目的に加え、あわせて Q18 を行うことを目的とする。
24. 児童発達支援センターは 2 種類である（法 43 条）。
- ・福祉型—障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与を目的とする。
 - ・医療型—福祉型の目的に加え、あわせて Q18 を行うことを目的とする。
25. 児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設）とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により Q19 が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から Q20、社会生活に適応するために必要な Q21 に関する治療及び生活指導を行い、あわせて退所者についての相談援助を行う事を目的とする施設である（法 43 条の 2）。
26. 児童自立支援施設とは、Q22 をなし又はなす虞れのある児童、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から Q20、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする（法 44 条）。
- ・児童自立支援専門員、児童生活指導員、嘱託医、精神科経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員等が配置されている。
 - ・配置職員のうち、児童自立支援専門員及び児童生活指導員は概ね児童 4.5 人につき 1 人以上、心理療法を

コメントの追加 [機原15]: Q14 : 小規模グループケア

コメントの追加 [機原16]: Q15 : 5~6 (人)

コメントの追加 [機原17]: Q16 : 2 (人)

コメントの追加 [機原18]: Q17 : 身元保証人

コメントの追加 [機原19]: Q18 : 治療

コメントの追加 [機原20]: Q19 : 社会生活への適応

コメントの追加 [機原21]: Q20 : 通わせて

コメントの追加 [機原22]: Q21 : 心理

コメントの追加 [機原23]: Q22 : 不良行為

要する児童 10 人以上の場合には心理療法担当職員が配置される。

27. 児童家庭支援センターとは、児童に関する家庭等からの相談（Q23）な知識及び技術を必要とするもの）に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じて要保護児童（またはその保護者に対し）に対する指導、児童相談所等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る施設（相談支援機関）である（法 44 条の 2）。

・施設退所後児童のアフターケアも行っている。

・職員には Q24 が課せられている。

・児童相談所長（または都道府県）による児童（または保護者）に対する Q25 の委託対象でもある。

28. 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）とは、児童養護施設、児童自立支援施設等の入所措置解除者等（Q26）によるもの）の自立を図るため、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援を行うことを目的とする（法 33 条の 6）。

・自立援助ホームで生活している大学生等であって、満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度末日までの間にある者も対象となる。

〈4. 障害児支援〉

29. 厚労大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制整備にかかる基本的な指針を示す（法 33 条の 19～25）。

・市町村は、実施に関する市町村障害児福祉計画（見込量や見込量を確保するための方策等）を策定する。

・都道府県は、各市町村を通ずる広域的見地からの都道府県障害児福祉計画を策定する。

（通所）

30. 障害児通所支援には、i）児童発達支援、ii）医療型児童発達支援、iii）放課後等デイサービス、iv）居宅訪問型児童発達支援、v）保育所等訪問支援がある。

31. 障害児相談支援事業には、vi）障害児支援利用援助、vii）継続障害児支援利用援助がある。

・利用した場合には、市町村から障害児通所給付費が支給される。

32. i）児童発達支援では、障害児につき、児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与する（法 6 条の 2 の 2②）。

32. ii）医療型児童発達支援では、上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び Q27 行う（法 6 条の 2 の 2③）。

33. iii）放課後等デイサービスでは、Q28 就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与する（法 6 条の 2 の 2④）。

34. iv）居宅訪問型児童発達支援では、上記 i） ii） iii）のサービスを利用するために Q29 ことが著しく困難な重度障害児等に対して、当該障害児の居宅に訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する（法 6 条の 2 の 2⑤）。

コメントの追加 [機原24]: Q23 : 専門的

コメントの追加 [機原25]: Q24 : 守秘義務

コメントの追加 [機原26]: Q25 : 指導措置

コメントの追加 [機原27]: Q26 : 本人申込み

コメントの追加 [機原28]: Q27 : 医療

コメントの追加 [機原29]: Q28 : 就学

コメントの追加 [機原30]: Q29 : 外出する

35. v) 保育所等訪問支援では、保育所等に通う（乳児院等に入所している）障害児に対して、その施設に訪問して、当該障害児とそれ以外の児童との Q30 のための専門的な支援等の便宜を供与する（法 6 条の 2 の 2 ⑥）。

コメントの追加 [棧原31]: Q30 : 集団生活への適応

36. vi) 障害児支援利用援助では、障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、本人の心身の状況や環境、保護者の意向その他事情を勘案・考慮し「Q31」の作成を行い、通所決定後に事業所などの連絡・調整等が行われる（法 6 条の 2 の 2⑧）。

コメントの追加 [棧原32]: Q31 : 障害児支援利用計画案

37. vii) 継続障害児支援利用援助では、定期的に利用計画が適切であるかどうか Q32 を行い必要に応じて「Q31」の見直しや、それに伴う関係者への連絡調整等が行われる（法 6 条の 2 の 2⑨）。

コメントの追加 [棧原33]: Q32 : モニタリング

38. 共生型サービスとは、Q33 と障害福祉サービス制度の間の相互に共通するサービスである（法 21 条の 5 の 17）。

コメントの追加 [棧原34]: Q33 : 介護保険制度

- ・ 重度心身障害児を除く児童発達支援／放課後等デイサービス ⇔ 通所介護／地域密着型通所介護
- ⇔ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 重度心身障害児の通う児童発達支援／放課後等デイサービス ⇔ 療養通所介護・通い（予防を含む）

（入所）

39. 障害児入所支援は、i) 福祉型障害児入所支援、ii) 医療型障害児入所支援がある（法 7 条②）。

- ・ 利用した場合には、Q34 から保護者に対して Q35 が支給される。
- ・ 利用者負担は、Q36 を原則とする。
 - ・ 自己負担額が著しく高額である場合には、高額障害児入所給付費が支給される。
- ・ 18 歳以上の障害児施設入所者は、障害者総合支援法での対応である。
- ・ Q35 には入所特定費用（食事・居住（滞在）・日常生活費用、医療にかかる費用等）は含まれない。
 - ・ 所得が低い保護者の場合は、特定入所障害児食費等給付費が支給される。

コメントの追加 [棧原35]: Q34 : 都道府県

コメントの追加 [棧原36]: Q35 : 障害児入所給付費

コメントの追加 [棧原37]: Q36 : 応能負担

〈5. 要保護児童の保護措置〉

40. 要保護児童を発見した者は、福祉事務所もしくは児童相談所に Q37 しなければならない（児童委員を介することも可）（法 25 条）。

- ・ 要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童をいう。
- ・ 罪を犯した満 14 歳以上の児童については、Q38 に通告しなければならない。

コメントの追加 [棧原38]: Q37 : 通告（相手に決定事項等を一方的に知らせること（文書による意を含む）／通報（緊急性のある内容を直接知らせること））

コメントの追加 [棧原39]: Q38 : 家庭裁判所

41. 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、Q39 を置くよう努めなければならない（Q40）（法 25 条の 2）。

コメントの追加 [棧原40]: Q39 : 要保護児童対策地域協議会

- ・ Q39 とは、関係機関・団体・関係専門職等により構成され、i) 要保護児童の適切な保護、ii) 要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）・要支援児童の保護者、Q41（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を図るために必要な情報交換、支援内容に関する協議を行う。
- ・ 地方公共団体の長は、Q39 を構成する関係機関等から 1 つに限り調整機能を担う要保護児童対策調整機関を指定する。

コメントの追加 [棧原41]: Q40 : 努力義務

コメントの追加 [棧原42]: Q41 : 特定妊婦

・要保護児童対策調整機関の調整担当者は、厚労大臣が定める研修を受講しなければならない。

42. 子どもの安全確保のため必要と認められる場合に、**Q42**（都道府県知事）は、保護者や児童本人の同意がなくても、一時保護を行うことができる（法 33 条）。

・一時保護の期間は、原則として一時保護開始日から **Q43** カ月を超えてはならない。

・親権者等の意に反して 2 カ月を超えて行う場合は、**Q44** を得なければならない。

・保護者の児童虐待の場合の措置、親権喪失・停止の審判請求がある場合等は除く。

43. 保護者の意に反する入所措置をとる場合は、**Q44** を得なければならない（法 28 条）。

・措置承認の申立てがあった場合、家庭裁判所は、都道府県等に対して **Q45** を勧告することができる（勧告した旨を保護者にも通知する）、その結果の報告を受けることができる（措置承認が却下された場合も、同様の勧告及び報告聴取を行うことができる）。

44. 児童相談所長、児童福祉施設の長等（里親を含む）は、親権者等がある児童についても、監護・教育・懲戒に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができる（法 47 条③～⑤）。

・親権とは、未成年の子を養育・監護する親の権利及び義務（子を監護教育し、懲戒し、その居所を指定することができる）であり、父母婚姻中は共同して行う。

・親の養育・監護、教育は、「子の利益のため」に行わなければならない。

・懲戒権は、「監護および教育に必要な範囲内で」行わなければならない。

・監護権者（両親、保護者等を含む）の**体罰は禁止**されている。

・親権者等は **Q46**（行政処分）を不当に妨げることができない。

・児童の安全確保のため緊急の必要あるときは、親権者等の意に反して必要な措置をとることができる。

〈6. 里親制度（法第 27 条 1 項③～）〉

45. 里親制度は、児童相談所が要保護児童の養育を委託する制度である。

46. 都道府県が、養子縁組里親の名簿作成、養子縁組相談援助等の業務を行う（法 34 条の 19）。

47. **Q47** の原則とは、社会的養護は里親委託を優先して検討すべきであるという考え方をいう（「里親委託ガイドライン」厚労省通知）。

48. 里親の種類

里親の種類	対象児童	登録期間	最大人数	研修義務
養育里親	要保護児童	5 年	4 人	あり
専門里親	被虐待・非行・障害児等	2 年	うち該当児童 2 人	あり
親族里親	i) 親族里親が扶養義務者及びその配偶者であり、ii) 児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁等の状態にあり養育が期待できない、要保護児童	—	4 人	必要に応じて
養子縁組希望里親	要保護児童	5 年	4 人	あり

・里親が同時に養育する児童は最大 **Q48** 人まで（実子を含む）である。

コメントの追加 [橋原43]: Q42 : 児童相談所長

コメントの追加 [橋原44]: Q43 : 2 (ヵ月)

コメントの追加 [橋原45]: Q44 : 家庭裁判所の承認

コメントの追加 [橋原46]: Q45 : 保護者指導

コメントの追加 [橋原47]: ・体罰の例) 口で 3 回注意したが言うことを聞かないので頬を叩く／大切なものにいたずらをしたので長時間正座させる／友達を殴ってケガをさせたので同じように殴る／他人の物を盗んだので罰として尻を叩く宿題をしなかったのでタゴ飯を与えない等（厚労省例示）

コメントの追加 [橋原48]: Q46 : 措置

コメントの追加 [橋原49]: Q47 : 里親委託優先

コメントの追加 [橋原50]: Q48 : 6 (人)

- ・養育里親希望者は、経済的に困窮していない者でなければならない。
- ・親族里親の認定では、**Q49** の意見を聴かなければならない。
- ・親族里親のうち、扶養義務でないおじ、おば等については養育里親を適用して、研修の受講を要件とする一方、里親手当を支給する。
- ・専門里親は、対象児童の特性を踏まえ、養育里親として **Q50** 年以上の養育経験を有するか、**Q50** 年以上児童福祉事業に従事した者であって都道府県知事が適当と求めた者等で、専門里親研修課程を修了している等の要件を満たした者とされる。
- ・里親手当は、養育里親及び専門里親に支給される
- ・児童を適切に養育できると認められる場合、里親に必ずしも配偶者がいなくても認定される場合もある。
- ・里親に対する一時的な休息のための援助（レスパイトケア）は、乳児院、児童養護施設または他の里親を活用して行われる。
 - ・乳児院／児童養護施設には、里親支援にかかる専門職として **Q51** が配置されている。

コメントの追加 [橋原51]: Q49 : 都道府県児童福祉審議会（児童の福祉に関する事項を調査・審議する機関（都道府県及び市町村に設置（法8条））。

コメントの追加 [橋原52]: Q50 : 3（年）

コメントの追加 [橋原53]: Q51 : 里親支援専門相談員

（小規模住居型児童養育事業（第2種社会福祉事業））

49. 小規模住居型児童養育事業とは、**Q52** の家庭に要保護児童を迎え入れ養育（家庭的養護の1形態）することで、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする事業である（法6条の3⑧）。
- ・養育者は、養育里親（専門里親を含み、2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者等）として委託児童の養育の経験を有する者、児童養護施設等の職員の経験（3年以上従事）を有する者、児童養護施設等を設置する法人（その雇用する職員）である。
 - ・職員は養育者2人（**Q53** である者）及び1人以上の補助者である。
 - ・委託児童定員は5人～6人である。

コメントの追加 [橋原54]: Q52 : 養育者

コメントの追加 [橋原55]: Q53 : 夫婦

〈7. 子育て支援事業（法21条の9～）〉

50. 子育て支援事業（第**Q54**種社会福祉事業）には、①放課後児童健全育成事業、②子育て短期支援事業、③乳児家庭全戸訪問事業、④養育支援訪問事業、⑤地域子育て支援拠点事業、⑥一時預かり事業、⑦病児保育事業、⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）がある。
- ・市町村は、子育て支援事業の実施に努めなければならない。
51. ①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、保護者が就労等により昼間の時間に家庭にいない小学校就学児童を対象に、授業終了後に児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業である。
- ・「小1の壁」の打破、待機児童の解消等を含め、当該事業（放課後子ども教室を含む）の計画的な整備等を推進するため、**Q55**（H30年9月策定／文科省・厚労省共管）が策定されている。
 - ・放課後子ども教室とは、子供たちが放課後を安全・安心に過ごし多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う **Q56** の事業である。

コメントの追加 [橋原56]: Q54 : 2（種）

コメントの追加 [橋原57]: Q55 : 新・放課後子ども総合プラン

コメントの追加 [橋原58]: Q56 : 文科省

52. ②子育て短期支援事業とは、児童を養育している保護者が、疾病等の理由により一時的に養育が困難となった場合、母子が経済的理由により緊急一時的に保護が必要となった場合等に、一定期間、養育・保護する事業である。

・短期入所生活援助（ショートスティ）と夜間養護（トワイライトスティ）等がある。

53. ③乳児家庭全戸訪問事業とは、原則 Q57 カ月に至るまでの乳児のいる家庭を保健師・助産師等が訪問し、
i) 子育てに関する情報提供、ii) 乳児及び保護者の心身の状況及び Q58 の確認、iii) 養育についての相談に応じ助言等を援助、する事業である。

コメントの追加 [棧原59]: Q57 : 4 (カ月)

コメントの追加 [棧原60]: Q58 : 養育環境

54. ④養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要であると判断した家庭（乳児家庭全戸訪問事業の実施結果から、子育てに対して不安や孤立感等を抱いていると思われる家庭、児童養護施設退所等で児童の家庭復帰に伴う配慮が必要な家庭等）の児童（要支援児童）、保護者、妊婦（特定妊婦）に対し、保健師・助産師・保育士等がその Q59 に訪問し、養育に関する指導助言を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする事業である。

コメントの追加 [棧原61]: Q59 : 居宅

55. ⑤地域子育て支援拠点事業とは、乳児又は幼児及びその保護者が相互に交流する場を設け、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う事業である。

56. ⑥一時預かり事業とは、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所等で一時的に預かり必要な保護を行う事業である。

57. ⑦病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児または保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している疾病に罹っている児童について、病院、診療所、保育所等で保育を行う事業である。

58. ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）とは、児童の一時預かり・保護や外出・移動支援を受けることを希望する者と援助希望者との連絡及び調整ならびに援助希望者への講習実施等の必要な支援を行う事業である。

59. その他、地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法（内閣府））では、①～⑧に加えて、⑨利用者支援事業、⑩妊婦健康診査、⑪延長保育事業、⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業、⑬多様な主体算入促進のための事業、を規定している。

⑨利用者支援事業とは、子どもや保護者に対して、地域の施設や子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業である。

⑩妊婦健康診査とは、妊婦の健康の保持・増進を図るための健康診査を行う事業である（母子保健法）。

⑪延長保育事業とは、延長保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日・時間以外の日・時間において、保育所等において保育を実施する事業である。

⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業とは、低所得世帯等に対して、保護者が施設等に支払うべき日用品・文房具等の購入、行事に参加する費用等を助成する事業である。

⑬多様な主体算入促進のための事業とは、民間事業者参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した教育、保育施設等の設置・運営を促進するための事業である。

〈8. 保育所（法 24 条～）〉

60. 保育所は、第 2 種社会福祉事業の児童福祉施設である。

- ・ 保育を必要とする子ども全ての施設・事業の利用について、Q60 が調整を行う。
 - ・ ‘保育を必要とする’ とは、フルタイム・パートタイム労働等全ての就労、求職活動、就学、虐待・DV の恐れがある場合等である。
- ・ 私立保育所の利用の場合は、Q61 と保護者とで契約する。保育料は市町村へ支払い、市町村から保育所へ委託費を支払う。
- ・ 公立保育所、認定こども園、地域型保育の利用の場合は、Q62 と保護者とで契約する。保育料は事業者へ支払い、市町村から施設型給付又は地域型保育給付を行う。
- ・ 認可外保育施設とは、保育所と同様の業務を目的とする施設として、都道府県知事等から保育所としての認可を受けていないものをいう（小規模施設（乳幼児数 5 人以下）、事業所内保育施設等）。

コメントの追加 [棧原62]: Q60 : 市町村

コメントの追加 [棧原63]: Q61 : 市町村

コメントの追加 [棧原64]: Q62 : 事業者

61. 保育所の保育士は、乳児概ね 3 人に 1 人以上、満 1 歳～3 歳未満幼児概ね 6 人に 1 人以上、3 歳以上の幼児は 20 人に 1 人以上、4 歳以上の幼児は 30 人に 1 人以上配置される（但し、1 保育所に最低 2 人は必要）。

62. 保育時間は 1 日につき 8 時間を原則とし、保護者の就労時間を想定した 2 つの時間設定がなされている。

- ・ 保育標準時間制…フルタイム就労を想定した時間制で、最大 1 月 275 時間（1 日当たり 11 時間まで）。
- ・ 保育短時間制…パートタイム就労を想定した時間制で、最大 1 月 200 時間（1 日当たり 8 時間まで）。

63. 保育所の運営費（市町村支弁分）について、○私立の場合は、利用者負担を除き国が 1/2、都道府県・市町村が各 1/4 で負担する。○公立の場合は、市町村がそのまま負担する（一般財源化）。

~~~~~関連制度等~~~~~

## 〈9. 親権停止・喪失（民法 834 条の 2 ①～）〉

64. 親権停止制度とは、父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき、家庭裁判所の Q63 によって、親権を Q64 間停止させることができるものである。

- ・ 親権停止期間は、家庭裁判所の Q63 により、子の身体や生活状況などを考慮して定められる。
- ・ 申し立ては、Q65、その親族、未成年後見人（監督人）、児童相談所の所長、検察官が行うことができる。
  - ・ 未成年後見人は、複数の個人や法人でも受任可能である。

コメントの追加 [棧原65]: Q63 : 審判

コメントの追加 [棧原66]: Q64 : 最長 2 年（間）

コメントの追加 [棧原67]: Q65 : 子（本人）

65. 親権喪失制度とは、父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるとき、親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を Q66 ときは、家庭裁判所の審判によって、親権を喪失させることができる制度である（民法 834 条）。

- ・ 申立ては、親権停止の場合と同様である。

コメントの追加 [棧原68]: Q66 : 著しく害する

## 〈10. 養子（民法 792 条～）〉

66. 養子には、普通養子と特別養子の 2 種類がある。

○普通養子の場合：

- ・原則として**当事者の意思により自由に縁組**できる。
- ・養子となる者が未成年者である場合は、養子が自己又は配偶者の直系卑属（自分の孫や配偶者の連れ子など）でない限り、家庭裁判所の **Q67** が必要である（配偶者の連れ子とは、養子縁組をしない限り法的には自分の子とならない）。
- ・**Q68** 歳未満の者を養子とする縁組の場合は、**Q69** の代諾により養子縁組を承諾しうる。
  - ・**Q69** は、養子となる者の父母でその監護権者である者が他にあるとき、養子となる者の父母で親権を停止されている者がいるときは、その同意を得なければならない。
- ・養親となる者は **Q70** でなければならない（未婚者でもよい）。
- ・養親となる者に配偶者がいる場合、i) 未成年者との養子は配偶者とともに縁組をすることが必要であり、ii) 成年者との養子は配偶者の同意を得て縁組することが必要である。
- ・後見人が養親として、被後見人を養子とする場合にも家庭裁判所の許可を得なければならない。
- ・養子になるには、養親の尊属又は年長者でないことが必要である。
- ・養子は、実親との親子関係は解消されずに **Q71** の身分を取得する（当該養子は両方の相続権を得る）。

コメントの追加 [機原69]: Q67 : 許可

コメントの追加 [機原70]: Q68 : 15 (歳)

コメントの追加 [機原71]: Q69 : 法定代理人

コメントの追加 [機原72]: Q70 : 成年者

コメントの追加 [機原73]: Q71 : 養親の嫡出子

## ○特別養子の場合：

- ・実親との親子関係は解消され実親の **Q72** を喪失する。
- ・特別養子縁組の場合は、家庭裁判所の **Q73** によらなければならない。
- ・実父母との親子関係がなくなるため、原則として実父母の **Q74** が必要である。
  - ・実父母の同意撤回は、**Q75** 週間を経過すると撤回できない。
  - ・実父母が病気等で意思表示できないとき、虐待・育児放棄など子の利益を著しく害する場合は同意不要である。
- ・養親となる者は、i) **Q76** 歳以上の配偶者のある者であり（夫婦の一方が25歳以上であれば、他方は20歳以上でよい）、ii) **Q77** に養親になることが必要である。
- ・養子となる者は、家庭裁判所に審判請求する際、原則15歳未満（最年長17歳まで）であることが必要である。
  - ・15歳から17歳までの子どもについては、i) 本人の同意があり、ii) 15歳未満の時から養父母となる者が養育している、iii) 止むを得ない事情で15歳までに申し立てができなかった、という場合に認められる。
- ・申立ては、実親、養親となる夫婦に加え、児童相談所の所長も可能である（**Q78** も審判手続きに参加）。
  - ・審判手続きは、長期化防止を目指した同時進行が可能な二段階手続き（i）実親による縁組への同意と養育困難の確認、ii）養父母の適格性判断）が採用されている（養父母による6か月以上の試験養育がある）。

コメントの追加 [機原74]: Q72 : 相続権

コメントの追加 [機原75]: Q73 : 審判

コメントの追加 [機原76]: Q74 : 同意

コメントの追加 [機原77]: Q75 : 2 (週間)

コメントの追加 [機原78]: Q76 : 25 (歳)

コメントの追加 [機原79]: Q77 : 夫婦ともに

コメントの追加 [機原80]: Q78 : 児童相談所長

## (特別養子あっせん（特別養子あっせん法1条～）)

67. 特別養子あっせん制度は、養子縁組あっせんを行う者について **Q79** 制度を導入し、あっせん業務の適正な運営を確保し、適正な養子縁組のあっせんの促進を目的としている。

コメントの追加 [機原81]: Q79 : 許可 (制度)

- ・厚労大臣があっせんにかかる業務に係る指針を公表する。
- ・Q80 に許可権限が与えられる（無許可業者に対しては罰則がある）。
- ・養子縁組は、対象となる児童が可能な限り日本国内で養育されるように行わなければならない。

コメントの追加 [棧原82]: Q80 : 都道府県知事

#### 〈11. 認定こども園（認定こども園法2条～）〉

68. 認定こども園は、就学前の教育・保育ニーズに対応すべく幼稚園と保育所の両機能を併せ持つ。
- ・認定は、都道府県知事または指定都市・中核市の長である。
  - ・認定こども園には、i) 幼稚園型（幼稚園＋保育所機能）・保育所型（保育所＋幼稚園機能）・地方裁量型（幼稚園機能＋保育所機能）とii) 幼保連携型がある。
    - ・i) については、施設体系は従来通りであり、財政措置は「施設型給付」で行われる。
    - ・ii) については、単一の施設として指導監督、財政措置ともに一本化されている。
      - ・設置者は、国・地方公共団体、学校法人、社会福祉法人である（都道府県知事による認可）。
      - ・保育教諭は、幼稚園教諭と保育士の両方の資格が必要である（R6年度末までは片方の資格でよい）。

コメントの追加 [棧原83]: ・幼稚園…3歳～小学校就学前の子どもを対象とした幼児期の教育を行う学校  
・保育所…0才～小学校就学前の子どもを対象として家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

#### 〈12. 子ども・子育て支援制度（子ども・子育て支援法＋関連2法による）〉

69. 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについてのQ81 な責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない（法2条①）。
70. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者のQ82 について適切に配慮されたものでなければならない（法2条②）。
71. 「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、Q83 に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない（法2条③）。
72. 子ども子育て政策の推進等を図るため、国（Q84）に子ども・子育て会議が設置されている。
  - ・市町村には、地方版子ども・子育て会議の設置がQ85 とされている。
  - ・市町村は、保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する市町村整備計画を作成できる。
  - ・市町村長は、公私連携型保育所運営の能力を有する法人として、申請により公私連携保育法人を指定することができる。
73. Q86 は、子ども・子育て支援給付の総合的・計画的な実施の責務を負う（法3条）。
  - ・都道府県は、市町村に対する助言及び適切な援助を行い、特に専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
  - ・国は、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な措置を講じなければならない。
74. 事業主は、労働者の職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境整備、労働者の子育ての支援、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に対してQ87 する責務を負う（法4条）。
75. 子ども・子育て支援給付は、i) 子どものための現金給付、ii) 子どものための教育・保育給付、iii) 子育

コメントの追加 [棧原84]: ・3法とは…「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

コメントの追加 [棧原85]: Q81 : 第一義的

コメントの追加 [棧原86]: Q82 : 経済的負担の軽減

コメントの追加 [棧原87]: Q83 : 地域の実情

コメントの追加 [棧原88]: Q84 : 内閣府

コメントの追加 [棧原89]: Q85 : 努力義務

コメントの追加 [棧原90]: Q86 : 市町村

コメントの追加 [棧原91]: Q87 : 協力

のための施設等利用給付とする（法8条）。

- i) 子どものための現金給付…児童手当に規定する児童手当をいう。
- ii) 子どものための教育・保育給付…施設型給付費・特例施設型給付費、地域型保育給付費・特例地域型保育給付費の支給をいう。
- ・施設型給付とは、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付をいう。
  - ・地域型保育給付とは、家庭的保育（定員5人以下）、小規模保育（定員6～19人）、事業所内保育、居宅訪問型保育（1対1保育として、個別ケアが必要な場合等を対象とするもの）の4タイプに対する給付である。
  - ・事業所内保育を目的とする施設等の設置者に対しては、仕事・子育て両立支援事業として助成・援助も行われている。
- iii) 子育てのための施設等利用給付…ii)の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、Q88の確認を受けた施設の利用にかかる給付をいう。
- ・支給要件は、3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子どもまたは0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもで保育の必要性がある子どもであって市町村のQ89を受けたものである。
  - ・費用は、原則、Q90が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担する。

**コメントの追加 [棧原92]:** ・児童手当の概要：○3歳未満＝一律15,000円（人・月）／3歳以上～小学校修了前＝10,000円（第3子以降は15,000円（人・月）／中学生＝一律10,000円  
○保護者所得が限度額以上＝特例給付支給（一律5,000円（人・月）、新たに、一部支給対象外も適用（2022（R4）年10月支給分～）

**コメントの追加 [棧原93]:** ・「特例」とは、緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合をいう。

**コメントの追加 [棧原94]:** Q88：市町村

**コメントの追加 [棧原95]:** Q89：認定

**コメントの追加 [棧原96]:** Q90：国

### 〈13. その他〉

76. R2年12月には、保育の受け皿整備、保育士確保、女性就業率の上昇対応等を目指した新・子育て安心プランが策定されている。
77. R3年6月には、医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）が成立している。
- ・国、地方公共団体は、医療的ケア児の受け入れを促進するため（医療的ケア児支援センターの設置等）、医療的ケア児が在籍する保育所・学校等に対する支援等（看護師、喀痰吸引等が可能な保育士等の配置等）を行う。
78. ベビーシッター等の個別的保育サービス等の起業化に対応しては、（公社）全国保育サービス協会が結成されている。

**コメントの追加 [棧原97]:** ・各自、HP等で概要を確認しておきましょう。

**コメントの追加 [棧原98]:** ・各自、HP等で概要を確認しておきましょう。

#### （参考）

- ・社会福祉士国家試験受験ワークブック 2023【専門科目編】 中央法規出版株式会社 2022年6月
- ・社会福祉士国家試験過去問解説集 2023 中央法規出版株式会社 2022年5月